



市 からの 連絡帳

8月は、市民税・都民税普通徴収第2期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
◆納税課 ☎(042-460-9832)

届け出・税・年金など

住民基本台帳の閲覧の利用状況

住民基本台帳法に基づき、平成25年度の住民基本台帳の閲覧状況を公表します。
◇国または地方公共団体(法第11条第1項による閲覧)…14件
◇個人または法人(法第11条の2第1項による閲覧)…40件
詳細は、市HPまたは情報公開コーナー(両庁舎1階)をご覧ください。
◆市民課 ☎(042-460-9820)

来庁者の本人確認を行っています

個人情報の保護および住民に関する記録の適正管理のため、市民課窓口における各種手続きの際に、来庁した方の本人確認を実施しています。
運転免許証や旅券、住民基本台帳カード(写真付き)など官公署発行の顔写真付きの身分証明書であれば1点、健康保険証や年金手帳などであれば2点以上の本人確認できるものをお持ちください。
◆代理人による手続きには委任状を
代理人による届け出や証明書の請求には、委任者本人の自筆で下記の事項を記載した委任状が必要です。
①代理人の住所・氏名・生年月日 ②委任事項 ③委任する日 ④委任者本人の住所・署名・捺印(印鑑登録の場合は登録する印鑑で)
※代理人の本人確認も行っています。
◆市民課 ☎(042-460-9820)
保 ☎(042-438-4020)

市税の夜間納付相談窓口

仕事などで日中に相談に来られない方のために「夜間納付相談窓口」を開設しています。
時 8月5日(火)・21日(休)午後5時～8時
場 納税課(田無庁舎4階)
※窓口は田無庁舎のみ
内 市税の納付および相談・納付書の再発行など
◆納税課 ☎(042-460-9832)

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。
□要件
①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
②平成26年1月2日～翌1月1日に新築された住宅
③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上
④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下
⑤平成27年1月31日までに必要書類の提出がある(窓口:田無庁舎4階資産税課)
□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□減額範囲 居住部分の床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が減額対象
□必要書類 ①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2

課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
□申告について 資産税課職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。減額の申告手続きについて説明します。
問 東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎042-464-2154)…認定長期優良住宅について
※認定長期優良住宅の新築家屋への減額については下記へお問い合わせください。
◆資産税課 ☎(042-460-9830)

家屋調査にご協力を

以下の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成27年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市ではその税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。
対 平成26年1月2日～翌1月1日に新築・増改築などをした家屋
□調査方法 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査
□調査日時 事前に書面で通知し、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、下記へご連絡ください。
◆資産税課 ☎(042-460-9830)

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

◆被保険者証を更新しました
8月1日から有効の被保険者証を、7月中旬に簡易書留郵便で被保険者(被保険者証を持っている方)へ送付しました。配達日に不在のため郵便局で保管されていた被保険者証が、保管期間経過により戻ってきています。郵便物のお預かり票をお持ちの方は、本人確認できるものを持って、保険年金課後期高齢者医療係(田無庁舎2階)でお受け取りください。

□新しい被保険者証
色…オレンジ色
有効期間…8月1日～平成28年7月31日
◆一部負担金の割合を見直しました
被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税課税所得金額(課税標準額)と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。
※詳細は、市報7月1日号をご覧ください。
◆一部負担金の割合に変更があった方へ
8月1日から新たな一部負担金の割合が適用されますので、月の初めに医療機関で受診する際に、窓口で一部負担金の割合の変更があった旨を申し出てください。
※後期高齢者医療制度について、東京いきいきネットHP <http://www.tokyo-ikiiki.net>で情報提供を行っています。
◆保険年金課 ☎(042-460-9823)

国民年金保険料のクレジットカード納付

クレジットカード納付とは、国民年金保険料を定期的にクレジットカード会社を立て替え払いし、カード会社からカード会員の方に請求する方法です(過去の未払い分の保険料は利用不可)。
□納付方法
毎月納付・6カ月前納・1年前納
□納付できる保険料
定額保険料・付加保険料込み定額保険料(保険料の一部を免除されている場合は利用不可)
※支払回数は、1回払いのみ
クレジットカードによる納付をご希望の方は「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」の提出が必要となりますので、問へお問い合わせください。
問 武蔵野年金事務所
(☎0422-56-1411)
◆保険年金課 ☎(042-460-9825)



西東京市

健康応援団

募集中!

市民の皆さんの健康づくりを応援する「健康応援団」を創設するにあたり、日頃から健康づくり活動に取り組んでいる市内の事業者・グループなどを募集しています。
応援団の活動は、市HPなどで随時紹介していく予定です。
□募集対象となる活動
健康づくり推進プランの重点5項目のいずれか(健康把握、食・栄養、運動・スポーツ、こころ・休養、学び・創造)
※そのほか詳細は、市HPをご覧ください。
「まちの元気度アップ」にご協力をお願いします。
□第1次募集期間 8月22日(金)まで

健康応援都市
西東京市

◆健康課 保 ☎(042-438-4021)

心身障害者各種手当・助成制度の申請

いずれの制度も前年度と変更はありません。申請前にさかのぼっての制度の適用はありませんので、今回新しく対象になると思われる方は申請してください。
◆心身障害者医療費助成制度
□提出期限 9月30日(火)
◆各種手当・助成制度
□提出期限 8月29日(金)(重度手当は11月中)
※障害程度、年齢制限など各種要件があります。詳細はお問い合わせください。
◆所得限度額
□心身障害者医療費助成・心身障害者福祉手当・自動車燃料費助成・タクシー料金助成

税法上の扶養人数	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者 [※])
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

特別障害者手当・障害児福祉手当

税法上の扶養人数	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

※各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定
◆現況届の提出
重度心身障害者手当・特別障害者手当などの受給者の方に現況届をお送りします。
重度心身障害者手当
□提出期限 8月29日(金)
特別障害者手当[※]
□提出期限 9月10日(水)

心身障害者タクシー料金助成の申請

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しい利用券を交付します。※従来の利用券は使えませんが、未使用分は返却してください。
時 7月31日(休)～8月29日(金)(土・日曜日を除く)
※期間以降も申請できますが、申請した月分からの助成となります。
場 障害福祉課(両庁舎1階)

心身障害者自動車燃料費助成の申請

時 8月8日(金)～29日(金)(土・日曜日を除く)
場 障害福祉課(両庁舎1階)
※郵送も可
対 ①身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方
②申請書(対象者には用紙を送付済み)
③障害者本人の印鑑(代理人の方が申請する場合はその方の印鑑も)
◆心身障害者自動車燃料費助成の申請
時 8月8日(金)～29日(金)(土・日曜日を除く)
場 障害福祉課(両庁舎1階)
※郵送も可
対 ①身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で、運転する同居の家族がいる方 ②身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方
持 ①現況届兼請求書(対象者には用紙を送付済み) ②障害者本人の印鑑(代理人の方が申請する場合はその方の印鑑も) ③車検証のコピー ④運転免許証のコピー ⑤障害者本人の振込先口座(20歳未満の場合は保護者の口座可) ⑥下記請求対象期間内に給油した際の領収書[※](原本)
□対象期間
2～7月(この間に新たに認定申請をした方は、認定申請月から7月[※])
◆障害福祉課 保 ☎(042-438-4035)